

鳥取県公報

目次
 ◇監査公告 昭和二十六年年度農地部定期監査の結果

監査公告

監査公告第八十号

地方自治法第九十九条に基き、昭和二十六年年度にかゝる農地部の定期監査を執行したのでその結果を次の通り公表する。

昭和二十八年二月二十八日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉
 同 山 上 鈴 鏡
 同 前 田 玄 一
 同 木 南 貞 治

監査執行箇所

執行年月日

耕地	課	昭和二十七年十月十六日
開拓地	課	同 年十月二十一日
農地	課	同
耕地	課	昭和二十七年十月十六日
監査委員	木 南 貞 治	
同	山 上 鈴 鏡	

監査概況

一 昭和二十六年年度の各種土地改良事業実施状況は次表の通りで、それぞれ地方事務所又は事業所に工事を担当させているが、本庁と出先機関の権限、事務配分に研究すべきものがある。即ち国営代行業業、果管事業は全体企画、請負契約、経理事務を本庁が処理し、測量、設計、工事監督、出来形検定検収等を出先機関に行わせており、一方団体営の事業は殆ど全面的に地方事務所にて委託しているが、出先機関に権限委譲しながらこれに伴う経費、人員の再配分は殆ど措置していないので実施面に無理を生じている。また小規模土地改良事業、災

害復旧事業、積雪寒冷單作地帯振興土地改良事業等は
地方事務所に委せきりて末端の状況を確認していない
ので主管課として全般の把握をするよう考究すべきで

ある。なお検査、監督その他の処理に対する出先機関
の指導に一層留意を望む。

事業名	事業概要	事業費	事業名	事業概要	事業費
一 果営大規模かんがい排水事業		千円	江津地区埋立事業	堤塘埋立 三、五六立米	千円
南谷村外三用水改良事業	盛土二七、三六立米	六、三〇〇	四 土地区画整理事業	日置谷村 九町歩	九八
羽合用水改良事業	水路 八七米	五、四二	五 小規模土地改良事業	三三地区	二、一〇〇
二 果営小規模かんがい排水事業			六 温水溜池事業	單作 一般 四二	三、三三
佐野川用水改良事業	水路 二、三六米	三、四二	七 積雪寒冷單作事業		
深田川用排水改良事業	水路 五〇三米	二、〇〇〇	かんがい排水	二四地区	補四一七五四 助(六八〇〇)
三 干拓埋立事業			暗渠	四	四、九〇〇 (一、四九四)
弓ヶ浜地区干拓事業	堤塘及び埋立 二、八五立米	二、六三〇	客土	四	三、一四〇 (九四二)
崎津地区干拓事業	堤塘捨石 二、七五立米	二、二二三	区画整理	二 (五町三反)	六、一三〇 (一、八三六)
			農道	二七地区 (二六、二五米)	一九、二五 (三、八四三)

二 中海干拓事業、羽合用水改良事業等は特に国費配布の遅速、配当額の多少が影響し事務の繁閑を生ずると

認めるが国庫支出金の確保に一層努力が肝要である。
中海干拓事業で工事休止中の大口電力料金五十四万四

千余円を支出しているのは契約履行上やむを得ぬが全く不経済と思はれこれも年間を通じて工事を施行し得る経費を確保するよう留意を望む。

三 農業土木調査として経費百拾万余円を以つて河川現況調査(日野川)地下水調査(水位観測九三ヶ所)水田水温調査(果下一円)果営土地改良事業計画調査(袋川沿岸地区溜池、北条浜地区畑地かんがい)干拓調査(彦名地区)をそれぞれ実施し農林省に報告しているが、これを報告資料のみに止め貴重資料として広く一般へ公表すると共に農業施策に役立たしめることに配意が肝要と思ふ 又これ等の中調査を果耕地協会に委託しているものが相当あるが努めて果直接で実施することが望まし。

四 果営による大規模、小規模かんがい排水事業その他の耕地事業全般の工事实施の際、トラクタ、地下水利用ポンピング、電探機械等の機械力を持たないため工事の樞要部分を請負に附するの已むなき実情にあり、従つて場合によつては大きく不利を招くのでこれを整備し

工事の効率化と機動力を發揮せしめることが緊要と認める。

五 前年監査の際指摘し善処方要望した大口堰改良区の用水改良事業費幹線水路工事二十五年度寄附金五六三、〇〇〇円の未収金に關しては現在なお未納のままとなつており二十七年度内に分納計画の確約書を徴しているようであるがこれを再び二十八年度に年度繰越せしめることのないよう留意し年度内に收納することに努力を望む。

六 本県の耕地は、水、旱、潮害を蒙る公算が最も多く、これが二十六年復旧事業費八千一百六十一万三千円(六五%国補)を以つて施行している。全般から見た復旧状況は二十三年水災五四%、二十四年水災八〇%、二十五年水災八一%、二十五年旱魃災五二%、二十六年水災九二%で今後の復旧に俟つ結果となつているが急速なる原形復旧が望ましい、なお之等災害が年々反復しているので、未然防止対策が必要と思はれる、根本対策に配意を望む。

七 当課は土地改良法に基づき各種工事を管掌しているが職員不足と経費僅少等により町村その他に対し委託施工させており竣功検査に立会する程度で施工過程並びに実態把握も不十分である。なお復命も検査済証で形式的に処理している。検査規定等設け一層積極的に指導監督を望む。

八 経理その他事務の処理は一応整理されているがなお左の点考究されたい。

(1) 災害復旧工事費で二十五年度県負担分一百八十余円を過年度支出金として二十六年度に編成しているが事業の性質上施行年度で計上すべきである。又町村等は二十五年収入としている。

開 拓 課 昭和二十七年十月二十一日監査

監査委員 木 南 貞 治
同 山 上 鈴 鏡
同 前 田 玄 一

一 開拓事業は食糧事情に対処し併せて戦後膨張した国

の人口に対し生産基礎を与へると共に健全なる自作農家を創設せんとする新しい国策として重要使命を担い今日に至つたのであり本県は当初全国に先んじて優秀な成績を収めていたがその後計画の変更経費の抑制等により事務的に遅延している現状は遺憾である。即ち計画樹立より五ヶ年経過し管農指導の段階と思はれる現在買収売渡しの未了のもの登記の運びに至つていないもの等相当ある。尤も国営地区の内国と県との計画に相違せるものがあり再調査を要するものもあるようであるが此等は早期に実地踏査をなし実態に副つた計画の履行を特に期待する。

二 開拓地に対し既耕地水準にまで高めるべく管農指導するは勿論必要であるが入植者の悩みは資金の調達である。之が対策として年々各種資金を割当交付してあり二十六年度に於ても政府資金一千二百三十八万余円、県資金六百三十万余円を取継交付しているが何れも要請額の二、三割となつており入植者の生活水準向上の観点よりして今一層の努力と配意が肝要である。又昭

和二十二年借用のものは返済額となつておるが生産の不振離農者の債務履行等に相当苦慮しているようである。此れが指導の万全に遺憾なきよう対処されたい。

三 開拓地の建設工事は総体的に不振で年次計画も国庫補助並びに方針等その都度変更されている状況で施工も地区全般に亘り配分的にして居り随つて工事は中途となり生産物の搬出肥料の導入に不自由しているようである。せめて幹線道路程度は早急整備が緊要であり重点的計画を考へるべきである。何れにしても入植者は工事施行を急いで居るので格段の配意を要する。

四 開拓地農業経済及び農村建設のため適正規模態型を設定し指導に当つているが現在平均九反三畝歩にして目標と比較すると〇、三七〇程度であるが自力を以て開墾しても資金の不円滑家畜の導入不足等各種条件下に左右され早期に確立困難なる現状であるので開拓地農業経営の根底をなす適正規模態型の諸障を排除し合理的経営の確立を図るべく格段の努力を要望致したい。

五 開拓地文化更正施設については住宅の建築及び保健

婦の常駐等漸次進捗されつゝあるが電気の導入こそ焦眉の急を要する問題である。その現状は無点灯組合戸数五四二戸に対し導入戸数四五三戸であつて四割五分程度である。配電会社等の関係もあつて全戸数に導入することが至難のようであるがとめて強力に折衝し全組合に点灯せしむることにより開拓地の文化施設の向上を図ることが出来るので折角努力を望む。

六 開拓地採種は国から馬鈴薯の原種圃として指定された外種々採種をなし相当成果を挙げ特に大根は県内はもとより一〇〇石を県外出荷している状況である。又開拓地向けの陸稻、西瓜の種等の採種も相当期待されている。尙馬鈴薯は二十六年疫病虫害により減収している。今後発生することでもあり之が防除対策を考究し対処すべきであらう。

七 開拓団体の指導は政府資金等の関係もあり経理事務指導に重点が置かれ結構であるが一方少数単位組合の散在により強固なる組合活動が困難であるので組合の統合との既農協同組合に合併せしむるとかの啓蒙指導

が必要と認めた。
 八 酸性土壌改良は開拓地に対し欠くべからざる要件であり国よりの融資金より二十五年度三六一町歩二十六年度一〇二町歩計四六三町歩開拓地全体の五割が改良されその成果も逐次挙りつゝあるが今後全開墾地の改良をなし既耕農地水準に到達せしむべく格段の努力を要望する。

九 経理その他の事務の処理状況は概ね整備されていたが書類の編さん保存に一層留意されたい。

農 地 課 昭和二十七年十月二十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 前 田 玄 一

同 木 南 貞 治

監査概況

一 昭和二十六年度の自作農創設関係農地等買収売渡面積は前年度に比し件数面積共に減少しているがその事務処理状況は適当と認められた。尙前年度売渡処分を含め年度内買収売渡状況は次の通りである。

区分	買 収		売 渡		売渡未了面積
	面積	対 面	面積	対 面	
農 地	二二、二町	六四三、七三町	一四六、九町	一、〇八、四三町	五町
牧 野	一三、四	一九九、三九	一三七、八	二〇、二四〇	三六
宅 地	一九八四坪	四七、四五	一九七三坪	四七、六二	
農 施 設	三件	一、四九	二件	一、四九	
計		一、三六、八六		一、七五九、九五	

二 農地買収対価の内所在不明その他の事情により供託中のものが四、七二七件一百六万六千八百十三円あり新聞広告等について僅かに一五九件、九万八千九百四円余を還付しているが一層積極的な配意を望む。

三 農地等交換分合は国の方針に基き工事を要しない平坦地を選び郡家町外二十二ヶ町村(二五年度より継続五ヶ町村)に対し三、七六五町歩(移動面積五八五町五反)実施し国の割当以上の成績を挙げていることは結構である、尙補助金二百五万七千五百円交付しているが登記事務が停滞し未完了面積が多いので促進に

留意されたい。

四 農地等に関する訴訟件数は新訴三件に過ぎないが係属中のものが十五件あり中には昭和二十三年より未解決のものがあるので応訴に当つては慎重を期するよう留意を案む。

五 経理その他の事務について次の点留意されたい。

1 訴訟に伴う証人の日当、通信運搬費、物品購入費等立替払による支出が多いが万止むを得ないもの以外は立替払によることなく事前伺により処理すること。

2 備品整理簿の整理不十分につき整理すること。

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課